

議案第 5 2 号

動産の買入れの契約について

三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年三次市条例第 2 7 7 号）第 3 条の規定により，次のとおり動産を買入れすることについて，市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

- 1 買入物件 中学校用タブレット端末（i P a d）購入
内訳 別紙のとおり
- 2 契約の相手方 東京都千代田区飯田橋二丁目 1 8 番 4 号
株式会社大塚商会
代表取締役社長 大 塚 裕 司
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 買入価額 金 6 2 , 5 4 8 , 6 5 1 円

内訳

中学校用タブレット端末（iPad）購入

No.	商品名	数量	単位
1	iPad	1, 209	台
2	キーボード兼カバー	1, 209	個
3	タッチペン	1, 209	個
4	保護フィルム	1, 209	枚